

全施連 ニュース

発行者
一般社団法人
全国知的障害者施設家族会連合会
理事長 由岐透

編集
全施連広報部会

住所
〒650-0016
神戸市中央区橘通3-4-1
神戸市立総合福祉センター内
☎078-371-3930

感染防止対応に追われる施設

理事長 由岐透

新型コロナウイルスのオミクロン株の一種で日本でも検出されている「B.A.2.75」の感染の広がりやすさは、現在、感染の主流となっている「B.A.5」の一・四倍になっていると分析を、京都大学の西浦博教授らのグループが公表しました。

「第七波」の感染拡大が止まらず、障害者支援施設（入所施設）、高齢者施設では利用者が中等症でも入院できない状況があり、医療崩壊が起きています。

その結果、障害者支援施設、高齢者施設では施設内療養の対応に追わ

れています。

社会保障審議会障害者部会が障害者総合支援法の改定を検討中

グループホームの再編案が示されました。検討されている見直し案は障害支援区分が低い中軽度の人は、訓練を目的としている「経過型」の利用となり、三年などの一定期間を経たら、グループホームで暮らせなくなる。障害支援区分が高い重度の人はグループホームの定員が最大十名の現在よりも大規模なグループホームで暮らす可能性がります。

また、個人を対象にしたヘルパーの利用が制限されることになり、障害者支援施設にどのような影響があるのか危惧されます。

グループホームの再編案に反対する集会が八月十八日、衆議院第二議員会館で行われました。

さて、私事になりますが、家庭の事情により自分の時間の確保等が難しく、今までのように動けない自分に精神的にダメージを受け、重責で

ある全施連の理事長職を果たせないのではないかと考え、常任委員会、理事会に辞任表明を行い、審議して頂きましたが、理事長ができないところは常任委員会でフォローするから続投して欲しいという意見が多く、私の辞任表明は否決されましたのでやむを得ず続投することになりました。

力不足の理事長では御座いますが、温かく見守り、御協力お願い申し上げます。

事務局体制

事務局の上田梨紗さんが九月四日から十二月末まで産前産後休暇に入られます。

その間の諸連絡は、副理事長 大矢（神奈川県連）・同 渡邊（熊本県連）が対応いたしますのでよろしくお願ひします。

大矢（080-1268-7533）
渡邊（090-3327-0711）



通常総会・報告

二〇二二年度通常総会は、六月三日(日)木曜日、各県連支部理事常任委員による書面会議となりました。

議案については、二〇二二年度事業報告・決算報告、役員辞任及び選任についてなど七議案が提出され、おおむね原案通り承認されました。

第一号議案 事業報告

二十四時間一貫した快適な支援施の新設の請願、その他の陳情活動は支部での地方議会等への請願活動ができなかったが、これまでに佐賀県(嬉野市)と福岡県(北九州市、大牟田市、飯塚市、柳川市、八女市)、熊本県(熊本県、熊本市)そして高知県において、請願し採択をされています。

全支部で取り組むための現行の請願文の不備不足分を補うようにとの意見があり、九州ブロックが素案を作成し、常任委員会、理事会で討議して一部改定しました。

請願文の説明と請願要旨を四ページに掲載します

国、地方自治体、議会各政党への陳情と意見交換

各支部それぞれの課題や要望について議会や自治体等への活動を行いました。

「地域共生ホーム」を研修会の開催

コロナウイルス感染拡大が収まらず、各支部が計画した学習会や研修会の開催ができなかったが、福岡県支部においては九月に開催することができています。

組織拡大・強化

会員の高齢化問題など組織の活性化にほころびを感じている支部もありですが、定期的な理事会、役員会を開催し活性化が図られるなど工夫が見られました。

一人ひとりの活動力強化の学習会

北海道、兵庫県、福岡県、鹿児島県では、それぞれ支部の現状に応じた課題について学習会等が実施されました。

全施連執行部の取り組み

コロナ感染問題で、予定していた国会議員への陳情、道県支部幹部研修会と組織拡大の活動を中止しました。

また、常任委員会、理事会もオンライン会議や書面採決方式での開催としました。コロナワクチン接種を優先的に施設内で行うことの要請書を、国・各都道府県知事へ理事長名で行いました。

第二号議案 決算報告

収入総額四百七十万三千三百六十円支出総額百六十万八千三百五十五円残額三百九万三千五百五十円に繰り越すことが承認されました。

第三号議案 役員辞任及び選任

理事長由岐透氏、および副理事長南守氏から役員辞任の申し出がありました。総会審議を受け、二〇二二年度の任期満了まで、役員全員の留任とすることで、決定しました。

第四号議案 事業計画

七項目の事業計画案を審議し、原案どおり承認されました。以下の通りお知らせします。

- 一、二十四時間一貫した快適な支援施設の新設に関する請願
- 二、介護保険と障害者総合支援法との統合に反対

請願は全施連の統一活動目標として、粘り強く地方議会からの採択を求めて法改正の実現を図ります。また、障害者は国際障害者権利条約に守られており、支援度の低い介護保険制度に統合されることに反対します。

三、行政・議会(国・地方公共団体)各会派議員への陳情と意見交換の実施

入所施設の実状周知を求め、請願採択と社会全体の障害者差別の現状改善に努力する自治体や協力議員を増やすことを目的とします。

四、全会員の意識向上のため、統一テーマ(地域共生ホーム)による研修会の実施

障害者への支援が法による福祉ではなくサービス事業のように扱われていることに惑わされることなく、家族も利用者の暮らしの実態を学び、安全・安心・当たり前の暮らしを実現に立ち向かえる知恵と勇気を養うことを目的とする。

五、全施連ニュースの発行

各支部活動経験から学びあい、全国的ニュースとともに掲載し全施連会員の現状認識を深める。(各支部は行事やニュースを本部に送信する)

六、組織拡大と強化

遠い昔から差別されてきた知的障害者の快適な暮らしづくりは長い険しい道程だが、志を同じくする仲間を増やせば実現は近くなる。

親の高齢化で意識の変化もあり組織拡大は厳しくなるばかりですが、北欧四ヶ国の家族にできたことが、なぜ私たち日本人にできないか？反省や学びを深めつつ動く、コロナに負けず仲間増やしにみんなで知恵を出し合うことにしましょう。

七、友誼団体との連携強化

近年きょうされんの国会請願署名と資金カンパに協力しているが、志を最も近くに行っている団体であり、全施連としても請願項目を協議、統一して共同の請願署名に取り組むことを常任委員会で協議する。また、各支部もきょうされん支部や日本知的障害者福祉協会などとの関係強化に努める。

第五号議案

二〇二二年度予算案

歳入歳出の予算案を承認

今年度の歳入歳出予算総額を、四百七十六万五千円とし、理事会、常任委員会、国会請願及び通信費等の経費及び事務局人件費などに支出します。

特別会計として、前年度に引き続き、支部学習会への講師派遣費用等に二四五万円の予算を計上しています。

第六号議案 会費値上げ案を

賛成多数で承認

現在、全施連の県連支部は十七県連会員数二万三千人に減少しています。

事業計画で組織拡大と強化を掲げ活動する必要があります。

会費の値上げについては、全支部の賛成ではありませんでしたが、賛成多数で二〇二二年度からの施行となります。

各県連ごとの値上げ額は、次号においてお知らせします。

第七号議案

知的障害者が安心して暮らせる障害者支援施設等の整備を求める請願書を次の通り承認しました。

請願書四項目と請願理由文言を改定

全施連では、請願書の文言について一部改定を行いました。

請願理由と請願四項目の文言は次の通りです。

各県連支部での請願は、この改定文で活動をお願いします。

請願要旨

- 一 現行の障害者支援施設を、知的障害者が生涯を通じ二十四時間切れ目のない、安心して快適に暮らせる住居とする入所施設に改革し、グループホームも同じく利用者の住居とし、必要に応じられる施設数と暮らしの質と量を充実すること。
- 二 必要な支援の制限に繋がる現行の支援区分を廃止し、利用者一人ひとりに応じた支援が受けられる仕組みに改善すること。
- 三 利用者が安心して継続的な支援を受けられるよう職員数を増やし、処遇改善を行い、職員研修制度を義務化すること。
- 四 国及び地方公共団体は、知的障害者への障害福祉サービスを提供する義務を負うこと。尚、障害福祉サービス契約上のトラブルには利用者側の声を重視すること。

請願理由

一 多くの知的障害者は、障害の状態を問わず、生涯を通じ二十四時間切れ目のない見守りがなければ一人では生きづらい特性を持っています。

自立支援法(現総合支援法)発足以来障害者入所支援施設の事業形態は、昼間八時間に行う障害者生活介護事業と、その他の一六時間に行う障害者施設入所支援事業に分かれております。

職員は朝夕の最も多忙な生活介護支援を、排尿、徘徊、不眠などの介護で仮眠もできないほどの労働に加えて、月に八日間(土曜日・日曜日)は支援費が支給されない)の昼間の時間帯も支援を行うため、現場に必要な職員配置ができない状態になっています。

このような不合理な制度は、支援の低下をもたらすばかりでなく、利用者の権利擁護まで手が回らず、虐待など人権を損なうことにもつながります。

利用者に対して生涯を通じ、二十四時間切れ目のない支援と見守りを行うためにも、支援員の増員と昼夜一貫した支援とすることが必要だと考えます。

親亡き後も、住み慣れた障害者支援施設やグループホームを生涯を通じた「終の住処(我が家)」とするとともに、障害者支援施設を地域福祉の拠点である社会福祉資源として位置付けた制度に改めることが必要であると考えます。

二 障害福祉サービスの必要性を明らかにするための「程度区分」は、介護保険との一体化を前提として作成されたため、以前から見直しが指摘されているながら、障害者の「支援区分」として現在も実施されています。

しかし、知的障害者の特性として「支援区分」が低くても、多くの支援を必要とする利用者が少なからず存在しています。

一人ひとりの特性に沿った支援が受けられる仕組みに変えるべきと考えます。

三 生涯福祉サービスの月額制は、利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があるといわれていますが、結果的には事業者の不安定な経営状態と煩雑な事務量の増加を招き、支援の質と量の低下につながっています。

恒常的に必要な経費は月額制とし、職員報酬も公務員給与の水準まで引き上げ、支援技術向上の研修の義務化によって虐待などの発生を防ぐべきと考えます。

四 司法令では多くの知的障害者には契約能力がないと判断されているのに、自立支援法発足以来、障害福祉サービスの利用契約が知的障害者と業者間で行われているような仕組みでは、両者間トラブルや支援の在り方などに問題が起きて、国・地方公共団体の公的責任が明確でないばかりか、利用者は行き場を失う懸念があります。

知的障害者の福祉サービス利用については当事者(障害者本人・その家族)の意思決定を、国・地

方公団体が責任をもって補償すべきと考えます。

編集後記

コロナ問題のせいとはいえ全施連ニュースを久しく発刊せず、広報部としてお詫びいたします。

全施連理事会や常任委員会も対面会議のように議論できず、お互いもどかしい思いの会議が続いています。

現在、親の高齢化による各家族会の弱体で組織が減少していく厳しさもあります。理事會決定方針を各県独自解釈で活動している現在の不統一現象は、目標の「共生ホーム」の実現をより遠くへ押しやることにならないでしょうか。

全施連は、全国統一方針で活動するための組織であり、各地区独自要望は、各地方自治体や議会に提起し、解決できることもあるようです。

家族会の「愛」と心合わせた活動で実現する「共生ホーム」の夢に向かって **ゴーゴー**